

制限外積載許可申請書の「制限をこえる大きさ又は重量」と「制限をこえる積載方法」欄の記載要領について (昭48.3.2 警察庁令第50号 警察庁交通局交通規則課長通達) みたしのことについては、各都道府県警察まちまの記載がなされているので、この記載要領の適正と斉一を図るため、このたび次のように定めたので、これに基づき記載するようにされたい。

記

1 「制限をこえる大きさ又は重量」欄

(1) 長さ

積載物の全長(投影法の測定)(L)から自動車の長さ(その10分の1を加えたもの(L))を減じた長さ(L')を記載すること。

例えば、長さ10メートルの自動車に、長さ13メートルの積載物(単数、複数の積載物を問わない。)を積載する場合には、

$L - l = l'$ の公式から

$$13 - (10 + \frac{10 \times 1}{10}) = 2 \text{ となり } 2 \text{ メートルと記載する (別図(1)参照)。}$$

(理由)

制限外積載許可は、積載物の大きさ、重量または積載の方法が道路交通法施行令第22条に定める制限をこえる場合に、積載物全体について許可するものであるが、道路交通法施行規則第8条第2項に定める様式第4には「制限をこえる大きさ又は重量」という文言を使用しているので積載物の長さ(L)から自動車の長さに10分の1を加えたもの(L)を減じた長さ(L')を記載することが妥当である。

(2) 幅、高さについても、前記(1)の長さに準じた記載をすること。

2 「制限をこえる積載方法」欄

(1) 前後

自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さの範囲をこえた長さをそれぞれ記載すること。

前記1(1)の例によれば、後1メートルである。

(理由)

道路交通法施行令第22条第3号と第4号との関係であるが、第3号は積載物の長さ、幅および高さの制限規定であり、第4号は積載物の積載

方法の制限規定である。

第3号の長さ、幅または高さの制限をこえない場合であっても、第4号の積載方法の制限をこえれば許可が必要であり、逆に第4号の積載方法の制限をこえない場合であっても、第3号の長さの制限をこえれば許可が必要である。

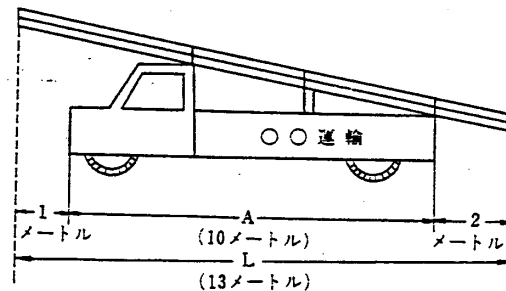
したがって、積載物が自動車の長さの10分の1の範囲をこえれば、長さについての許可が必要であり、さらに自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の範囲をこえれば積載方法の許可が必要である。

前記1(1)の例では、前後1メートルまでの範囲は、積載方法の制限内であり、さらにその範囲をこえて後に1メートルはみ出すことが「制限をこえる積載の方法」ということになる。

別図

(1) 「制限をこえる大きさ又は重量」欄

・長さ



$$L - l = l' \text{ の公式から } l - (A + \frac{A \times 1}{10}) \text{ を代入して}$$

$$L - (A + \frac{A \times 1}{10}) = l' \text{ となる。}$$